

買受人登録について

この度は、千歳市公設地方卸売市場の買受人登録にお申し込みをいただきありがとうございます。次の通り申し込みの手順を説明しますので、よくお読みください。

なお、当卸売市場における取引の性質上、申込に際しては現に小売業、納品・加工業、飲食業等事業の経験及び実績等があることが条件となりますのでご留意願います。

また、買受人としてご登録いただくためには、千歳市公設地方卸売市場条例・千歳市公設地方卸売市場業務規程の規定により、次の要件に該当する方(個人及び法人代表者等)は千歳市長の承認を受けることができませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 破産者であって、復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第25条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団関係者等であるとき。

1 買受人登録に必要な書類について

買受人登録をしていただくためには、以下の書類を千歳市公設地方卸売市場の管理事務所へ提出してください。申込者が個人又は法人により、提出する書類が異なりますのでご注意ください。

個人の場合

- ・買受人承認申請書 2通
- ・買受人誓約書 1通
- ・履歴書 1通
(写真貼付、最終学歴・職歴などの記載があるもの)
- ・住民票 1通
- ・身分を証明する書類 1通
(マイナンバーカード又は運転免許証の写しなど)
- ・市町村が課税する税に滞納がないことを証明する書類 1通
(市町村窓口で交付を受けたもの)

法人の場合

- ・買受人承認申請書 2通
- ・買受人誓約書 1通
- ・会社の定款又は規約 1通
- ・法人の登記事項全部証明書 1通
- ・法人代表者の身分を証明する書類 1通
(マイナンバーカード又は運転免許証の写しなど)
- ・法人について市町村が課税する税に滞納がないことを証明する書類 1通
(市町村窓口で交付を受けたもの)

2 買受人登録提出書類の審査及び買受人登録の完了について

提出書類は内容審査を行い、審査完了後に申込者及び卸売業者・仲卸業者・買受人組合に新規買受人の登録完了を通知します。(通常、書類提出から1~2週間程度かかります。)

審査完了後、申込者に記章(番号証)等を交付します。

3 市場での取引について

市場における青果部門の取引は、「せり売り」及び「相対売り」により行われます。(水産部門の取引はすべて「相対売り」となります。)

「せり売り」に参加される場合は、せり取引のルールをご説明しますのでお知らせください。

「相対売り」については、卸売業者・仲卸業者の担当者と価格や取引条件等について協議いただくようお願いします。

- ・卸売業者：苫小牧中央青果(株)千歳支店 0123-22-4466
- ・仲卸業者：道南青果(株)千歳支店 0123-26-2252

4 市場内における秩序保持等の厳守について

新規登録の買受人の皆様におかれましては、卸売市場取引における「きまり」について、次の事項をご確認いただき、円滑な市場取引にご協力いただきますようお願いいたします。

記章等は必ず着用すること！

適正な売買取引及び盗難防止のため、せり時間中、せり場では必ず所定の帽子又は任意の帽子(青色)に記章を着用してください。なお、記章は申し出があれば市場管理事務室において発行します。

買上物品の管理は厳重に！

せり売り終了後に、せり落とした物品が他人の荷物に紛れ、紛失する事例が散見されます。せり終了後にせり落とした物品は、その場に放置することなく、速やかに搬出するなど、各自の責任において買受物品の管理を行ってください。

荷物運搬用台車は適切に使用すること！

売場に備え付けの荷物運搬用台車（買受人組合管理）は、使用后すみやかに元の場所にお返し願います。また、荷物を載せたまま長期間放置することは、台車を必要とする他の買受人の迷惑となりますのでご注意願います。

せり場内での飲食は禁止されています！

せり場内への飲食物の持ち込みは禁止されています。特にカップコーヒー、缶コーヒー・ジュース等は、陳列された商品を汚損するおそれがあることから、これらのせり場への持ち込みを禁止します。

空き缶、紙コップ等のゴミは、売り場や商品の周辺に放置することのないようご協力をお願いします。

また、商品を試食する際は、せり場等の床を汚損することのないようご注意願います。飲食等については、買受人控室をご利用ください。

市場内は原則禁煙です！

市場内は健康増進法の規定により第2種施設に該当しており、決められた場所でのみ喫煙することが出来ます。

また、吸いがらのポイ捨ては、火災の原因になります。吸いがらを灰皿等以外に捨てることは絶対におやめください。

<お問合せ先>

千歳市公設地方卸売市場

（産業振興部公設卸売市場管理係）

電 話：0123-24-2709

F A X：0123-23-6335

E-mail：shijo@city.chitose.lg.jp